

## 意見書案 第8号

### 「消費税10%」実施の中止を求める意見書（案）

物価や原材料の高騰が、くらしと営業を圧迫するもとの、4月以降、消費税率8%に対応できないと道内4つの町でスーパーが閉店するなど、地域経済に深刻な影響が広がっています。

消費税は税率1%で2.7兆円、3%上げれば8兆円を上回る大增税です。前回の消費税増税が行われた1997年を上回る、文字通り史上空前の大增税で、国民の暮らしと営業にもたらす破壊的影響は、耐え難いものです。

安倍内閣は、12月には10%への増税を「最終決断」とし、消費税の連続増税への暴走につきすすんでいます。

今回の消費税増税で、平均的なサラリーマン世帯は年間10万円もの負担増といわれています。

国民の所得はのびず、社会保障の負担増が重くのしかかるなかで、庶民の家計はますます立ち行かなくなります。このまま10%への増税が強行されれば、貧困と格差に追い打ちをかけることは火を見るより明らかです。

多くの中小企業も倒産・廃業の危機にさらされることが懸念されています。現状でも「原材料高、燃料高を販売価格に転嫁できない」と訴えています。消費税を転嫁できず、身銭を切り納税し苦境に追い込まれています。

消費税増税は、「社会保障のため」といいながら、8%への増税分の新たに社会保障に回るのは1割しかなく、社会保障そのものは給付削減と負担増が目白押しです。

消費税10%は、消費をますます冷え込ませ、景気の悪化、道民生活と地域経済を破壊することは必至です。

よって政府においては、さらなる消費増税をおこなわないことを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月27日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣